

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、法令遵守と透明性の高い経営、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営の健全性の向上を達成することによって企業価値を高めることを経営上の重要な課題の一つとして位置づけております。

その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などが有機的に連携及び牽制しながら、それぞれの法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながらコーポレート・ガバナンスを充実させております。

会社機関の運営においては、各取締役が各々の判断により意見を述べられる独立性を確保し、各部署毎に責任者を置いた上で、運営状況や個々の戦略、リスク管理等について、報告・検討・確認を行う業務運営会議を定期的に開催しております。また、当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名を含んだ4名の監査体制で臨んでおり、監査役の権限と独立性の強化を図るとともに、会社経営に対する監視機能を高めております。

また、株主および投資家の皆様へは、迅速・正確な情報開示を確実に実施することに努め、できる限り広く情報公開を行い、経営の透明性を高めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昌栄機工株式会社	2,311,500	4.83
清野 正廣	1,244,700	2.60
日本証券金融株式会社	1,029,000	2.15
森下 均	1,010,000	2.11
株式会社CKサンエツ	1,001,000	2.09
阿部 敬二	803,400	1.68
阿部 五美	700,000	1.46
宮入バルブ製作所取引先持株会	594,900	1.24
宮入バルブ従業員持株会	571,500	1.19
株式会社タカショー	523,900	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部 忠樹	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 忠樹		——	豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営全般に関する助言を頂けることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として監査法人と監査契約を締結しております。会計監査人の監査業務に必要なに応じて監査役も立会うほか適宜、会計監査人と協議又は意見交換を行うことにより情報の共有化を行い、監査業務の強化を図っております。内部監査部門に関しては、内部統制監査室を設置し、室長等3名の他、内部監査の実施においては他に2名の監査員、合計5名の体制からなり、内部監査の実施に当たっては、事前・事後に内部統制監査室長と監査役は監査計画・要点の検討を行う等、相互に連携し効率的な監査の実施を保障しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
雨宮 英明	弁護士													○
北村 恵美	公認会計士													○
釣谷 宏行	他の会社の出身者							○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
雨宮 英明	○	——	弁護士の資格の下、法務に関する相当程度の知見を有し専門的な見地から取締役の職務執行を監督することができると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるものとして揚げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
北村 恵美		——	公認会計士・税理士・不動産鑑定士の資格の下、財務、会計、不動産に関する高度な専門知識と幅広い見識を有しておられることから、取締役の職務執行を監督することができると判断して選任しております。
釣谷 宏行		——	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点においては、検討は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬の支払実績は、54百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達及び情報提供は、総務担当役員及び総務部が行っております。また、社外監査役に対する情報提供は、主に常勤監査役が担当し、総務部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

○取締役会

毎月開催する定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

○監査役会

4名で構成しており内3名は、社外監査役であります。監査役は取締役会に出席し、中立・客観性の観点に立った意見を陳述するとともに必要に応じて助言等を行っております。監査役会は、必要に応じて随時臨時監査役会を開催することにより、中立・客観性の観点に立った監査業務を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は監査役制度を採用し、4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。また、社外監査役だけでなく社外取締役も招聘することで、積極的に社外の視点を取り入れております。これらの取り組みが経営の透明性の向上や取締役に対する監督機能の強化につながると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年は、株主総会招集通知を株主総会開催日の3週間前である6月5日に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	現在、自社ホームページにてIRに関する投資者向けの情報として決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得しており、環境保全に配慮した事業活動を行っております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりです。

ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査役会、業務運営会議を軸とした相互の連携及び牽制により、コンプライアンス対応及びリスク情報の共有を図り企業統治の実効性を確保する体制をとっております。

取締役及び使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及びリスクに関わる情報に接した場合には、直ちに取締役会及び監査役会に報告し、その是正を図ることとしております。

また、内部統制の体制と実施手順に関する基本規程を制定し、役職員に対し周知徹底を図っております。

イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程を制定し、その保存及び管理について定めております。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制の体制と実施手順に関する基本規定に基づき、各部署毎に業務記述書、リスクコントロール・マトリクス等を作成し、それらの活用を徹底を図っております。

リスク管理体制につきましては、内部統制の体制と実施手順に関する基本規程等の社内規定を定め、業務手順の遵守を徹底すると共に、内部監査を適宜実施しリスク発生の防止に努めております。

また、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害を防止または最小限に制御する管理体制を整えております。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については、毎月開催する定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

また、業務運営会議を定期的に開催し、取締役会への上申及び付議事項の審議を行い、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確立しております。

オ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社、子会社及び関係会社がないため、該当事項はありません。

カ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて担当部署が対応しております。

なお、監査役が職務の補助を求めた場合は、その補助に当たる当該使用人は、その間、取締役の指揮命令には服さないものとしております。

キ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告及び必要な情報の提供を求めることができるものとしております。

ク その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要な情報に対する監査権を保障する。

2. 監査役会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人と協議又は意見交換を行う。

3. 監査役会は、会社に対処すべき課題等について、定期的に代表取締役との意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当、不法な要求の介入に対しても一切応じないことを基本方針としております。当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、指導を受けるとともに同会の研修資料等を活用し、適時社内研修を実施し情報の共有化を図っております。

また、総務部を対応統括部署として、事案発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連携し、関係部署が協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行なわない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料: 模式図】

